附　則

この省令は、公布の日から施行する。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
ＲＳウイルス感染症	アナフィラキシー	四時間
	ギラン・バレ症候群	二十八日
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
ＲＳウイルス感染症	アナフィラキシー	四時間
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

法規的告示

○総務省・経済産業省告示第四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年自治省・通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百五十号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十三日

総務大臣　藤井比早之
経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　苫小牧地区	二　苫小牧地区
イ　北海道勇払郡厚真町のうち次の区域	イ　北海道勇払郡厚真町字共和のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地、北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地及び八百四十二番地五から八百四十二番地十一までの区域
(1)　字共和のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地、北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地及び八百四十二番五から八百四十二番十一までの区域	［新設］
(2)　字浜厚真のうち五番九、五番十、八番二、六百十一番一から六百十二番まで、六百十五番、六百十五番二、六百十九番一及び六百二十一番までの区域	(2)　［略］
ロ　北海道苫小牧市の次の区域	三　石狩地区
(1)　字静川及び字弁天のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地及び北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域	北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで及び三千七百四十三番一から三千七百四十三番十八までの区域
(2)　［同上］	［四～十四　略］
三　石狩地区	
北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで、三千七百四十三番八から三千七百四十三番十三及び三千七百四十三番十五から三千七百四十三番十七までの区域	
［四～十四　同上］	